

第10号議案

美術品等取得基金管理運用規則の制定について

美術品等取得基金管理運用規則を別紙のとおり制定する。

平成31年3月18日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

## 美術品等取得基金管理運用規則

美術品等取得基金管理運用規則を次のように定める。

### (趣旨)

第一条 この規則は、美術品等取得基金条例（昭和五十三年宮城県条例第七号）及び教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和五十一年宮城県規則第六十号）の規定に基づき、美術品等取得基金（以下「基金」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (美術品等の範囲)

第二条 基金で取得する美術品等は、宮城県美術館において収集する美術品（以下「美術館収集品」という。）並びに東北歴史博物館において収集する考古資料、民俗資料、美術工芸及び建造物に関する資料その他の歴史に関する資料（以下「歴史博物館収集品」という。）とする。

### (美術品等取得計画)

第三条 宮城県美術館及び東北歴史博物館の館長（以下「美術館長等」という。）は、基金により美術品等の取得を必要とするときは、美術品等取得計画（以下「計画」という。）を教育長に提出し、承認を受けなければならない。

2 計画は、取得に係る美術品等が美術館収集品である場合にあつては宮城県美術館の館長が、歴史博物館収集品である場合にあつては東北歴史博物館の館長が定めるものとする。

3 美術館長等は、計画を定めようとするときは、あらかじめ、取得に係る美術品等が美術館収集品である場合にあつては宮城県美術館協議会（美術館協議会条例（昭和五十六年宮城県条例第二十一号）第一条に規定する宮城県美術館協議会をいう。）に、歴史博物館収集品である場合にあつては東北歴史博物館協議会（歴史博物館協議会条例（平成十一年宮城県条例第三号）第一条に規定する東北歴史博物館協議会をいう。）に諮問し、承認を得なければならない。

4 前三項の規定は、計画の変更について準用する。

### (美術品等の保管等)

第四条 基金で取得した美術品等は、当該美術品等が美術館収集品である場合にあつては宮城県美術館に、歴史

博物館収集品である場合にあつては東北歴史博物館に保管する。

2 美術館長等は、前項の規定により保管する美術品等を宮城県美術館管理規則（昭和五十六年宮城県教育委員会規則第十三号）第二条及び東北歴史博物館管理規則（平成十一年宮城県教育委員会規則第十九号）第二条に規定する事業の用に供することができる。

3 美術館長等は、第一項の規定により保管する美術品等を、收藏品として登録しなければならない。  
（引渡し）

第五条 基金で取得した美術品等を一般会計に引き渡す場合の価格は、当該美術品等の取得価格とする。  
（基金財産台帳）

第六条 教育長は、基金に属する財産の状況を明らかにするため、財産の種類ごとに基金財産台帳（別記様式）を備えなければならない。

（委任）

第七条 この規則に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

別記様式(第6条関係)

その1

基金財産台帳(総括)

(単位：円)

年月日	増減理由	現金			美術品等			繰替運用等			計	摘要		
		増	減	現在高	点数	増 価 格	減 価 格	現在高 価 格	点数	増			減	現在高

- (注)
- 1 年月日欄には、増減の年月日を記入すること。
  - 2 増減理由欄には、積立て、取得、引渡し等の増減理由を記入すること。
  - 3 会計年度を経過することにより、その年度における増減等の合計を記入すること。
  - 4 価格は、税込みで記入すること。

別記様式(第6条関係)

その2

基金財産台帳 (宮城県美術館)

(単位：円)

年月日	増減理由	現金			美術品等			繰替運用等			計	摘要	
		増	減	現在高	点数	増 価 格	減 価 格	現在高	点数	増 減			現在高

(注) 1 年月日欄には、増減の年月日を記入すること。  
 2 増減理由欄には、積立て、取得、引渡し等の増減理由を記入すること。  
 3 会計年度を経過することにより、その年度における増減等の合計を記入すること。  
 4 価格は、税込みで記入すること。

別記様式(第6条関係)

その3

基金財産台帳 (東北歴史博物館)

(単位：円)

年月日	増減理由	現金			美術品等						繰替運用等			計	摘要	
		増	減	現在高	点数	増 価 格	減 価 格	点数	現在高 価 格	増	減	現在高				

- (注)
- 1 年月日欄には、増減の年月日を記入すること。
  - 2 増減理由欄には、積立て、取得、引渡し等の増減理由を記入すること。
  - 3 会計年度を経過することにより、その年度における増減等の合計を記入すること。
  - 4 価格は、税込みで記入すること。

別記様式(第6条関係)

その4

基金財産台帳(現金)

(単位:円)

年月日	増減理由	増	減	現在高	内訳	摘要

- (注)
- 1 年月日欄には、増減(内訳変更を含む。)の年月日を記入すること。
  - 2 増減理由欄には、積立て、取得、引渡し等の増減理由を記入すること。
  - 3 内訳には、運用口座、ごとに預金等の種別と金額を記入すること。
  - 4 他基金との合同運用口座の場合は、預金等の種別の前に【合】と記入すること。
- 約定期満期を定めた預金にあっては、満期年月日を併せて記入すること。
- 会計年度を経過ごとに、その年度における増減等の合計を記入すること。

別記様式(第6条関係)

その5

基金財産台帳 (美術品等)

台帳 番号	取得 年月日	登録 番号	種別	作者名	品名	制作年	材質, 形状, 技法等	価格 (円)	引渡 年月日	所蔵館	摘要

- (注) 1 取得年月日欄には, 購入代金の支払日を記入すること。  
 2 価格は, 税込みで記入すること。



別記様式(第6条関係)

その6

基金財産台帳 (繰替運用等)

(単位：円)

年月日	増減理由	増	減	現在高	摘要

- (注) 1 年月日欄には、増減の年月日を記入すること。  
 2 増減理由欄には、繰替運用、繰入運用、繰替運用の償還、繰入運用の償還等の増減理由を記入すること。  
 3 繰替運用等の用途が明らかでない場合には、摘要欄に繰替運用等の用途を記入すること。  
 4 会計年度を経過することに、その年度における増減等の合計を記入すること。

## 美術品等取得基金管理運用規則の概要

### 1 制定理由

美術品取得基金条例の一部改正に伴い，新たに東北歴史博物館において収集する資料が対象になることから，これを機に，基金財産の管理運用について，より明確化しようとするもの。

### 2 制定内容

- ・基金財産の取得，保管及び引渡し等について定める。
- ・基金財産台帳について定める。

### 3 施行日

平成31年4月1日